

平成24年（行ウ）第117号 発電所運転停止命令義務付け請求事件

原告 134名


被告 国

参加人 関西電力株式会社

訴えの変更申立てに対する答弁書

平成29年12月25日

大阪地方裁判所第2民事部合議2係 御中

被告訴訟代理人 竹野下 喜 彦 


被告指定代理人 坂 本 康 博 

櫻 野 一 穂 

西 門 純 平 

鈴 木 和 孝 













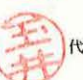
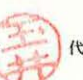
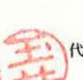



飛 田 由 華 


帆 足 智 典 


鈴 木 優 香 子 

望 月 一 輝 


原 田 剛 

信	藤	竜	治	
玉	井	秀	幸	
松	村	理	紗	
高	橋	正	史	
小	林		勝	
小	川	哲	兵	
大	城	朝	久	
矢	野		諭	
仲	村	淳	一	
森	川	久	範	
海	田	孝	明	
井	藤	志	暢	
大	野	佳	史	
種	田	浩	司	
豊	島	広	史	
谷	川	泰	淳	
羽	田	野	誉	
小	野	祐	二	

西	崎	崇	徳		代
小	山	田	巧		代
荒	川	一	郎		代
中	川		淳		代
止	野	友	博		代
木	原	昌	二		代
山	田	創	平		代
片	野	孝	幸		代
村	上		玄		代
照	井	裕	之		代
岡	本		肇		代
正	岡	秀	章		代
皆	川	隆	一		代
角	谷	愉	貴		代
田	尻	知	之		代
大	塚	恭	弘		代
大	浅	田	薫		代
岩	田	順	一		代


鈴木健之 代

三井勝仁 代

佐藤秀幸 代

永井悟 代

佐藤雄一 代

藤原弘成 代

被告は、原告らの2017年(平成29年)9月21日付け訴えの変更申立書(以下「訴えの変更申立書2」という。)による訴えの変更に対し、以下のとおり、請求の趣旨に対する答弁をし(後記第1)、本案前の答弁の理由を述べ(後記第2)、上記訴えの変更後の請求の原因に対する認否をする(後記第3)。そして、被告は、原告らの原子力規制委員会による平成29年5月24日付け本件各原子炉施設の設置変更許可処分(以下「本件設置変更許可処分」という。)について主張する違法事由につき釈明を求める(後記第4)。

なお、略語等の使用は、本書面において新たに定義するもののほか、従前の例による(本書面末尾に「略称語句使用一覧表」を添付する。)

第1 請求の趣旨に対する答弁

1 本案前の答弁

- (1) 本件各訴えをいずれも却下する
- (2) 訴訟費用は原告らの負担とする

2 本案の答弁

- (1) 原告らの請求をいずれも棄却する
 - (2) 訴訟費用は原告らの負担とする
- との判決を求める。

第2 本案前の答弁の理由

- 1 関西電力は、本件各原子炉施設について、平成25年7月8日付けで設置変更許可の申請(原子炉等規制法43条の3の8)をし、原子力規制委員会は、平成29年5月24日付けで、本件各原子炉施設の設置変更許可処分(本件設置変更許可処分)をした。

これに対し、原告らは、本件各訴えにおいて、本件各原子炉については、原子炉等規制法43条の3の6第1項4号が定める基準である設置許可基準規則

3条3項, 4条3項, 5条, 37条2項, 51条及び55条に適合しておらず, 本件設置変更許可処分は違法である旨主張し, 上記処分の取消しを求めている (訴えの変更申立書2第2章第1・2及び3ページ) ところ, 本件各訴えが適法であるためには, 原告らが上記処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者(行訴法9条)と認められること(原告適格)が必要である。

2 処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは, 当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され, 又は必然的に侵害されるおそれのある者をいい, 当該処分を定めた行政法規が, 不特定多数者の具体的利益を専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず, それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には, このような利益もここにいう法律上保護された利益に当たり, 当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者は, 当該処分の取消しの訴えにおける原告適格を有するというべきである。

3 そして, 答弁書第2の6(1)(33及び34ページ)において主張したとおり, 取消訴訟における原告適格を基礎づける事実については, 原告らが主張立証責任を負うところ, 原告らは, この点について, 具体的な主張立証をしていない。また, 被告第2準備書面第1の3及び第3(6, 7, 16ないし29ページ)において主張したとおり, 本件シミュレーションは原告適格を論ずる上で参考となるものではない。

したがって, 原告らに原告適格を認めることはできず, 本件各訴えは不適法である。

第3 訴えの変更後の請求の原因(訴えの変更申立書2)に対する認否

1 「第1 はじめに」(2及び3ページ)について

第1段落は, 認める。

第2段落(「しかるに」以下)は, 争う。

第3段落（「従って」以下）は、認否の限りでない。

2 「第2 当事者等」（3及び4ページ）について

(1) 「1 原告ら」について

原子炉等規制法1条が「この法律は、（中略）原子力施設において重大な事故が生じた場合に放射性物質が異常な水準で当該原子力施設を設置する工場又は事業所の外へ放出されることその他の核原料物質、核燃料物質及び原子炉による災害を防止し、及び核燃料物質を防護して、公共の安全を図るために（以下略）」と規定していることは認める。

原告らの居住地は、知らない。

その余は、否認ないし争う。

(2) 「2 被告国」について

認める。

(3) 「3 訴外関西電力株式会社」について

「電気事業」を電気事業法に定める一般電気事業と解した上で、認める。

なお、電気事業「等」の部分については、その内容が不明確であるため、認否できない。

3 「第3 発電用原子炉に関する法規制」（4及び5ページ）について

認める。

4 「第4 処分取消訴訟の訴訟要件、主張立証責任の考え方について」（5及び6ページ）について

(1) 「1 処分取消訴訟の訴訟要件」について

認める。

(2) 「2 原告適格」について

否認ないし争う。

その理由は、前記第2のとおりである。

(3) 「3 訴えの利益」について

原告らの居住地は、知らない。

その余は、争う。

(4) 「4 処分性」について

認める。

(5) 「5 出訴期間の遵守」について

「2017年*月*日」を「2017年9月21日」と解した上で認める
(第23回口頭弁論調書参照)。

(6) 「6 主張立証責任の考え方について」について

伊方最高裁判決の判示内容は、認める。

その余は争う。その理由は、以下のとおりである。

すなわち、伊方最高裁判決で判断の対象とされた原子炉設置許可処分は、昭和47年11月28日にされたものであり、同設置許可処分の申請書や審査書は原子力月報等の文献等で公表されていたが、インターネット技術が存在する時代ではなかったため、同訴訟の原告らが申請書等にアクセスするのは現在ほど容易ではなかった。また、その当時の安全審査に関する議事録は、その当時の慣行上、数枚程度の簡潔なもので逐語的なものではなかった。

これに対して、現在においては、本件各原子炉施設を例に取れば、関西電力は、平成25年7月8日に設置変更許可申請を行っているが、その申請書類等を同社のホームページにおいて情報公開している。また、原子力規制委員会は、意思決定のプロセスを含め規制に関わる情報の開示を徹底することを活動原則とし、設置変更許可申請等に対する判断で用いる資料（申請書や補正書）以外についても広く情報公開している。具体的には、本件各原子炉施設を含む各原子炉施設に係る審査会合の議事録や審査会合で事業者が説明に用いた資料等、審査の過程で参照された資料やその詳細な検討内容も含め、原則として全てホームページにおいて情報公開している（ただし、核物質防護や営業秘密など、行政機関の保有する情報の公開に関する法律5条各号に

定める不開示情報を除く。)

そうすると、伊方最高裁判決が前提とした証拠（資料）の偏在は、現在においては、もはや存在せず、伊方最高裁判決の主張立証責任に関する判示部分の射程は本件に及ばず、行政庁の判断に不合理な点があること等の原告らの各請求に係る請求原因事実の主張立証責任は、原告らが負うものと解すべきである。

5 「第5 本件処分の違法性」（6及び7ページ）について

(1) 「1 基準地震動の評価値の過小評価（設置許可基準規則4条3項違反）」について

否認ないし争う。

その理由は、被告第5準備書面第2の2及び3（10ないし28ページ）、同第9準備書面、同第10準備書面第3（19ないし22ページ）、同第11準備書面、同第13準備書面、同第14準備書面、同第15準備書面第2（11ないし17ページ）、同第16準備書面及び同第18準備書面における主張のとおりである。

(2) 「2 制御棒挿入性の問題（設置許可基準規則4条3項違反）」について

否認ないし争う。

その理由は、被告第5準備書面第3（33ないし43ページ）及び同第7準備書面における主張のとおりである。

(3) 「3 本件原発の敷地内にあるF-6破砕帯が『将来活動する可能性のある断層等』であることが否定できないこと（設置許可基準規則3条3項違反）」について

否認ないし争う。

その理由は、被告第5準備書面第2の2（10ないし15ページ）、同第8準備書面及び同第10準備書面第2（17ないし19ページ）における主張のとおりである。

(4) 「4 本件各原発にかかる津波評価が不十分であること（設置許可基準規則5条違反）」について

否認ないし争う。

その理由は、被告第5準備書面第2の4（28ないし33ページ）における主張のとおりである。

(5) 「5 重大事故に際して原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置がとられていないこと（設置許可基準規則37条2項違反）」について

否認ないし争う。

その理由は、被告第6準備書面第1の1，同2(1)及び(2)（4ないし9ページ）並びに同第17準備書面第1の2（20ないし33ページ）における主張のとおりである。

(6) 「6 溶融炉心が原子炉格納容器下部に落下した場合に備えて設置すべき注水設備がないこと（設置許可基準規則51条違反）」について

否認ないし争う。

その理由は、被告第6準備書面第1の1，同2(1)及び(3)（4ないし11ページ）並びに同第17準備書面第1の1(2)イ(i)b（16ないし19ページ）における主張のとおりである。

(7) 「7 炉心の著しい損傷及び原子炉格納容器の破損に至った場合放射性物質の拡散の抑制に関する設置許可基準規則55条に適合しないこと」について

否認ないし争う。

その理由は、被告第6準備書面第1の1，同2(1)及び(4)（4ないし7，11ないし13ページ），同第9準備書面第5（30及び31ページ），同第10準備書面第1（6ないし17ページ），同第12準備書面，同第15準備書面第1（6ないし11ページ）及び同第17準備書面における主張の

とおりである。

6 「第6 結論」(8ページ)について
争う。

第4 求釈明

本件設置変更許可処分について、原告らが、違法事由として主張するものは、訴えの変更申立書2第5記載の各設置許可基準規則違反に限定されるものと解されるが、そのような理解でよろしいか。

被告は、今後、本件設置変更許可処分に係る審査の合理性を主張する予定であるところ、審理を充実させる観点から、原告らの主張に応じた濃淡のある主張をすることが望ましいと考えることから、上記の点を念のため確認するものである。

以 上